マイナポータルからのパスポートのオンライン申請の運用開始

令和8年8月11日
在ドバイ日本国総領事館

＜本文＞
〇本年8月25日以降、国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからパスポートのオンライン申請が可能となる予定です。
〇マイナポータルからの申請方法の詳細については、8月25日以降に外務省ウェブサイトに掲載予定の操作説明動画やマイナポータルの操作マニュアルをご参照ください。

1. マイナポータルからのパスポート申請の開始
本年8月25日午前8時（日本時間）以降、国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからパスポートのオンライン申請が可能となる予定です。
なお、オンライン在留届（ORRネット）からのオンライン申請も引き続きご利用いただけます。

【ご参考：デジタル庁ウェブサイト】
●マイナアプリについて
https://services.digital.go.jp/mynaapp/news/20260728-01/
●パスポート申請画面について
https://services.digital.go.jp/mynaportal/news/838dad920929d56e68635/

2. 申請方法
マイナポータルからパスポートを申請される際は、事前にスマートフォンにマイナアプリ（8月25日提供開始予定）をインストールの上、ご利用ください。
マイナポータルからの申請方法の詳細については、8月25日以降に外務省ウェブサイトに掲載予定の操作説明動画やマイナポータルの操作マニュアルをご参照ください。
外務省ウェブサイト：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html
マイナポータル操作マニュアルウェブサイト：
https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0225.html

3. オンライン在留届（ORR ネット）との相違点

マイナポータル申請と従来の ORR ネット申請の主な相違点は次のとおりです。

(1)マイナポータルからパスポートを申請する場合は、「国外転出」と記載されたマイナンバーカードが必要です。

(2)マイナポータルからのパスポート申請では、戸籍情報がシステム連携により自動的に取得されるため、有効なパスポートをお持ちでない方や、氏名や本籍地等に変更があった方がパスポート申請する場合に、別途戸籍謄本や電子戸籍パスをご用意いただく必要はありません。

（ただし、未成年者などのパスポート申請を法定代理人が代理提出する場合で、申請者と法定代理人の戸籍が異なる場合等は電子戸籍パスが必要です。）

(3)マイナポータルからは、在外公館等でパスポートを受け取る場合のほか、一時帰国中に日本国内の旅券事務所でパスポートを受け取りたい場合にもオンライン申請が可能です。

(4)マイナポータルから未成年者などのパスポート申請を法定代理人が代理提出する場合、法定代理人はマイナンバーカードを使って電子署名するため、別途署名画像をアップロードする必要はありません。

（なお、パスポートに記載する申請者の自署画像のアップロードは必要です。）